

## 1 概要

平成31年4月から、森林経営管理法が施行され、新たな森林管理システムの運用が始まったことに伴い、その財源として、森林環境譲与税が令和元年度から市町村へ交付される。

森林環境譲与税は、間伐等の森林整備や、人材育成・担い手確保、木材利用の普及推進のほか、基金に積み立て、次年度以降に活用することができるため、新たに基金を設置し、林業産業化の推進、森林整備の促進を図るもの。

## 2 森林環境譲与税の配分予定額

(単位：千円)

年度	R 1～3	R 4～6	R 7～10	R 11～14	R 15～
配分予定額	4,700	7,000	9,900	12,900	15,800

## 3 令和元年度森林環境譲与税関係予算について

### (1) 経営管理権集積計画作成等委託業務(6月補正予算要求)

森林所有者に対し、今後の経営管理についての意向を確認し、経営管理権(※)の設定を行うための計画作成業務を委託する。

令和元年度は、福永、倉坂及び尾張地内の山林 29 haを対象に実施予定。

#### ※「経営管理権」

森林所有者の委託を受け、伐採等を実施するために市町村に設定される権利のこと。

### (2) 経営管理権集積計画作成業務

